

10月28日(日)8時30分～12時

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

マイナンバーカードの交付申請をされる方を対象に、証明写真の撮影や書類作成のお手伝いをします。また、申請手続をされ、受取案内ハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)が届いた方のためにカード受取窓口も開設いたしますので、ぜひご利用ください。

窓口開設場所

市民協働部市民課

ご持参いただくもの

カードの交付を申請する方

①通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)

②本人確認書類

●1点でよいもの

公的機関が発行した顔写真付の書類

(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券など)

●2点必要なもの

公的機関が発行した顔写真が付いていない書類(健康保険証、年金手帳、介護保険証など)

③認め印(スタンプ印不可)

カードを受け取る方

マイナンバーカードの受け取りには、上記①②③と、市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)が必要です。

※住民基本台帳カードをお持ちの方については、返納が必要となりますので、必ずご持参ください。

市民協働部市民課(庁舎1階)

担当: 大久保めぐみ ☎43-0390

兵庫県の最低賃金

時間額 871円

平成30年10月1日から

兵庫労働局労働基準部賃金室

☎078-367-9154

滝野地域の指定ごみ袋の変更について

市内のごみ処理一元化に伴い、**2019年4月以降**は、滝野地域でも、**加東市の指定ごみ袋**をご使用いただくことになります。

みどり園の指定袋を新たに購入される際は、2019年3月までに使い切れるように数を調整して購入してください。万一、使い切れなかった場合は、2019年9月末までに使い切ってください。

2019年10月以降は、みどり園の指定ごみ袋は使用できません。

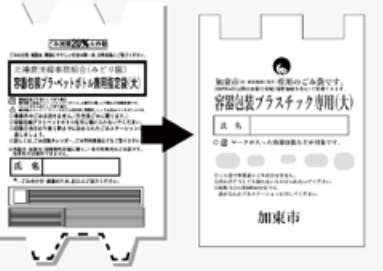
2019年3月まで	2019年4月～9月	2019年10月
北播磨清掃事務組合 (みどり園)の指定ごみ袋	加東市の指定ごみ袋	加東市の指定ごみ袋
	北播磨清掃事務組合 (みどり園)の指定ごみ袋	

燃えるごみ



見た目の違い
◎黄色透明の袋から白色半透明の袋に
◎文字の色が紺から赤に

容器包装プラスチック



見た目の違い
◎無色透明の袋から白色半透明の袋に
◎文字の色が青から緑に

市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当: 丸山耕市 ☎43-0503

ヘルスアップ教室の参加者募集

自分の健康づくりと、仲間づくりを兼ねた体操教室です。運動不足を感じている方、減量したい方大歓迎！運動する楽しさを体験しませんか？



対象 加東市に在住で20歳～74歳以下の方
日時 11月9日から平成31年2月1日までの毎週金曜日 10時～11時20分(11月23日、12月28日、1月4日を除く全10回)
場所 市役所2階201会議室
講師 健康運動指導士 森井明美さん
内容 ストレッチや体操
定員 約70名

※定員を超える場合は、初回の方、サンサンチャレンジ参加者を優先します。

参加費 1,500円(初回に集めます)

申込期間 10月1日(月)～11月2日(金)

申込方法 健康課に直接、または電話でお申し込みください。

持ち物 靴(上履き用)、マット(お持ちの方)、汗拭き用タオル、水分補給用の飲み物

※参加を希望される方は、事前にかかりつけ医への相談や健診受診などの健康チェックをお勧めします。

※期間中、AEDの講習も受けていただきます。(1時間程度)

健康福祉部健康課(庁舎2階) 担当: 川崎汐里 ☎43-0432

高齢者インフルエンザ予防接種費助成のお知らせ

加東市では、高齢者のインフルエンザ予防接種費を助成しています。予防接種を希望される方は、次の事項をご確認のうえ、なるべく12月中旬までに接種を受けてください。

対象者 接種日に加東市に住民登録のある方で、下記の①②のいずれかに該当する方

①満65歳に達している方

②満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方で、身体障害者手帳1級相当と認定された方

接種期間 10月15日(月)～平成31年1月31日(木)

接種料金 無料(1人1回限り)

接種できる医療機関

北播磨地域(加東市・小野市・加西市・三木市・西脇市・多可町)の協力医療機関で接種を受けられます。希望する医療機関で接種できるか、事前にご確認ください。

※入所施設や北播磨地域以外の医療機関で接種を希望する方は、事前に手続きが必要です。接種を受ける前に健康課へ必ずご連絡ください。

申込方法 接種を希望する医療機関へ直接、電話で予約してください。※接種の際は、医療機関窓口で、年齢と加東市在住であることが確認できるものをご提示ください。助成の対象でない方が接種を受けられる場合は任意での接種となり、接種費用は全額自己負担となります。

**公的年金からの
個人住民税の
特別徴収制度について**

毎年4月1日現在において、65歳以上の年金受給者で個人住民税(市・県民税)の納付義務のある方は、原則公的年金等所得に係る個人住民税が、年6回(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)の年金支給ごとに特別徴収(天引き)されます。

新たに特別徴収となる方は、表①のように年税額の2分の1を上半年期(6月・8月)に普通徴収(納付書、または口座振替)で納付いただき、年税額の2分の1を下半年期(10月・12月・翌年2月)に公的年金から特別徴収(天引き)することが法律で定められています。

また、翌年度も引き続き特別徴収となる方は、表②のように上半期(4月・6月・8月)は前年度の公的年金等所得に係る個人住民税年税額の6分の1に相当する額を、下半期(10月・12月・翌年2月)は、当該年度の年税額から上半期の徴収済額を控除した残額の3分の1ずつを、年金支給月ごとに特別徴収させていただきます。

問 総務財政部税務課(庁舎1階)
担当: 阿江久美子 ☎43-0396

表① 特別徴収の開始年度

徴収区分	普通徴収		年金特別徴収		
	上半期		下半期		
期	上半期		下半期		
該当月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の1/4ずつ(計1/2)		年税額の1/6ずつ(計1/2)		

表② 特別徴収の継続年度

徴収区分	年金特別徴収					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
期	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
該当月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度の公的年金等所得に係る個人住民税年税額の1/6ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつ		

10月15日(月)～21日(日)

行政相談週間

行政相談週間にあわせて、行政相談委員による特別行政相談所を開設します。行政に関する困りごとで、どこに相談したらよいか分からない場合は、ぜひ、行政相談委員にご相談ください。

第1回 日時 10月15日(月)10時～11時30分
場所 やしろショッピングパークB i o 2階
くらしの相談コーナー

第2回 日時 10月27日(土)10時～16時
場所 秋のフェスティバル2018会場内

相談は無料で、秘密は厳守します。(予約不要)

※特別行政相談のほかにも、毎月定例相談を実施しております。詳しくは15ページをご覧ください。

問 秘書室(庁舎4階) 担当: 泰井侑紀 ☎43-0387